

やまぐち正規シャインもっと応援奨励金 [募 集 要 項 (案)]

山口県では、県内中小企業の安定的な人材確保・定着を図るため、多様な働き方のニーズを踏まえた正社員化を促進する環境づくりや採用強化の取組を行う中小企業等を支援します。

申請を希望される方は、本要項に留意の上、下記申請窓口にお申込みください。

【申請期限】 令和9年（2027年）3月19日(金) まで

※予算の上限に達した場合は、同日以前に受付を締め切ります。

【問い合わせ・申請窓口】

賃金引上げ・正規転換等応援奨励金事務局

()

・ 問い合わせ

TEL: () E-MAIL: ()

※メールでの申請書類の提出は受け付けていません。

・ 申請書類提出

申請フォーム URL : ()

※申請フォームによる提出が困難な場合は郵送で受け付けます。

(6ページ参照)

令和8年4月1日

山 口 県

【 目 次 】

- 1 奨励金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 奨励金の申請提出書類・提出先・提出期限・・・・・・・・ 5
- 3 各種手続きのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

1 奨励金の概要

(1) 目的

就業意欲はあるものの生活に合わせた時短勤務を希望するなどの多様な働き方のニーズを踏まえ、非正規労働者や子育てブランクのある者など本県の潜在的な労働力を活性化させ、県内中小企業の人材確保・定着を図るため、正社員化の促進による賃金引上げ環境整備を行う県内中小企業等を支援します。

(2) 支給対象等

多様な働き方のニーズを踏まえた環境づくり、または、正規転換等の取組を行った中小企業等に奨励金を支給する。なお、いずれの取組も、令和8年4月1日から令和9年3月19日までの期間内において、新たに取り組んでいること。

【支給対象となる取組】

奨励金の対象となる取組		その他支給要件
①環境づくり 奨励金 ※1・2	<カテゴリー1> ・多様な正社員制度の導入 (勤務時間限定、職務限定、 勤務地限定)	・定期的な賃金見直しに係る社内規定等を整備していること ・多様な雇用に関する理解促進の取組を実施していること
	<カテゴリー2> ・従業員の成長支援の取組 (人事評価制度、表彰制度、 リスクリング、昇給表導入等)	
②正規転換等 奨励金	・パート労働者や未就業者等 (正社員として就業する以前の 期間が1年以上)を正社員※3 として雇用し、給与とは別に就 職準備金(10万円以上※4)を本 人に支給していること	・定期的な賃金見直しに係る社内規定等を整備していること ・多様な雇用に関する理解促進の取組を実施していること ・希望に応じた体験 就業(見学含む)の機 会を設けていること

※1 ①の奨励金の対象となる取組は、就業規則など社内規程の改定（就業規則がない場合は従業員への社内通達等）を実施していること。取組にあたっては、事業所の希望に応じて社会保険労務士の無償派遣を受けることができます（7・8ページ参照）。

※2 ①の奨励金の対象となる取組は、従業員への意見聴取など社内
の現状分析等を行い、多様な働き方のニーズを踏まえ、運用が
見込まれる取組であること。

（例：法で義務付けられている小学校就学前までの育児短時間について、小1の壁など子育て期の従業員の就業課題を踏まえて、小学校3年生まで対象を拡大）

※3 ②の奨励金の対象となる正社員とは、常時雇用する者のうち事業所内の就業規則等において定める労働条件や法定・法定外の福利厚生等が適用される者（正社員と条件が異なるいわゆる無期パート労働者は対象外）。ただし、短時間勤務など多様な正社員を含む。また、同一事業所内でパート労働者から正社員に転換し、労働条件が向上した者も対象とする。

※4 本人への就職準備金（10万円以上）の支給にあたり、社会保険料及び税金が生じる場合は、就職準備金の範囲に社会保険料及び税金の本人負担分を含めて取り扱う。

【支給額】

①環境づくり奨励金：10万円／取組（最大2カテゴリー、20万円）

②正規転換等奨励金：20万円／名（最大4名、80万円）

※①の奨励金は1対象事業者に対し年度あたり1回の申請に限る。

※②の奨励金は1対象事業者に対し年度あたり上限（4人分）まで申請できる。

※①と②の奨励金は、必ずしも併せて取組を求めるものではない。

【支給対象事業所】

県内に事業所を有し、常時雇用する従業員が1名以上の下表に該当する中小企業等（任意団体等を含む）

主たる事業として営んでいる業種	資本金・従業員
① 製造業、建設業等	3億円以下または300人以下
② 卸売業	1億円以下または100人以下
③ サービス業	5千万円以下または100人以下
④ 小売業	5千万円以下または50人以下
⑤ ゴム製品製造業（自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。）	3億円以下または900人以下
⑥ ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下または300人以下
⑦ 旅館業	5千万円以下または200人以下
⑧ その他の業種	3億円以下または300人以下
⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、農事組合法人、農業法人、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人及び中小企業団体等（任意団体等を含む）	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者

【その他支給要件】

奨励金の対象となる取組の他に、いくつかの支給要件がありますが、取組の後に、その要件を満たした場合であっても、差し支えありません。

《定期的な賃金見直しに係る社内規定等》

この奨励金は、賃金引上げ環境の整備を図る一環として正社員化を促進するものですので、定期的な賃金見直しに係る社内規定等（就業規則がない場合は従業員への社内通達等）を整備していることを要件としています。

新たに規定等を整備する場合は、以下の構成例も参考にしてください。

第〇条（昇給）

- 1 昇給は、毎年〇月〇日をもって、各人ごとに行う。
- 2 前項の昇給は、従業員の業務遂行能力、勤務成績、出勤状況及び会社の業績等を勘案して各人ごとに決定する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会社の業績不振等のやむを得ない事由がある場合には、昇給を行わない場合がある。

《多様な雇用に関する理解促進》

この奨励金は、非正規労働者や子育てブランクのある者などの就業及び定着促進を図るため、多様な雇用に関する理解促進の取組を要件としています。

具体的には、下表のとおり県が指定する①～⑭のうち、「いずれか1つ」以上の取組を実施していることとし、①及び②を除き、③から⑭の取組は、令和8年4月1日以降に新たに取り組んでいる必要があります。時期によって取り組める内容が異なりますので、詳しくは、随時、ホームページでご案内します。

種類	取組	備考
企業認定	①誰もが活躍できるやまぐちの企業	令和7年度以前の認定も対象
	②やまぐち障害者雇用推進企業	令和7年度以前の認定も対象
	③やまぐち女性の活躍推進事業者	
	④やまぐち“とも×いく”応援企業 かつ イクドリ！宣言企業	両方とも令和8年4月1日以降に新たにに取り組んでいること
サイト登録	⑤やまぐち就職再チャレンジ支援ポータルサイト	一般以外のいずれかの求職者を体験就業・見学の対象としていること
セミナー参加 (障害者)	⑥職場リーダー養成講座(座学研修)	1日以上受講していること
	⑦職場リーダー養成講座(優良事例発表、意見交換等) ※オンライン併用	オンラインによる受講の場合は、印象的なキーワードを必ず盛り込み、今後の実践についての400字以上のレポートを添付(様式任意)
(女性)	⑧マッチングイベントに向けた準備講座	
	⑨女性のキャリア形成に関するセミナー	
	⑩女性活躍交流会	
(高齢者)	⑪高齢者雇用に係るセミナー	
(両立支援)	⑫仕事と介護両立支援セミナー	
	⑬ワークライフバランス出前講座	
(その他)	⑭ダイバーシティ推進講座 ※期間限定のアーカイブ動画	印象的なキーワードを必ず盛り込み、今後の実践についての400字以上のレポートを添付(様式任意)

《希望に応じた体験就業（見学含む）の機会》

正規転換等奨励金については、採用のミスマッチの防止を図るため、希望に応じた体験就業（見学含む）の機会を事業所で設けることを要件としています。

具体的には、ホームページやハローワーク求人等に、採用前の体験就業（見学含む）について記載し、一般に公開している必要があります。

なお、体験就業（見学含む）の実施が任意か必須かは事業所の運用次第とし、対象となる正社員が実施を希望せずに採用に至った場合であっても、差し支えありません。

2 奨励金の申請提出書類・提出先・提出期限

(1) 提出書類

①支給申請書（様式の定めがあるもの）

【共通】

- やまぐち正規シャインもっと応援奨励金支給申請書（第1号様式）
- 誓約書（第1号様式別紙1）
- 多様な働き方のニーズを踏まえた正社員化促進計画（第1号様式別紙2）

【正規転換等奨励金】

- 就業履歴申告書（第1号様式別紙3）

②添付書類（任意様式）

【共通】

- 申請書に振込先として記載している預金口座の写し
- 定期的な賃金見直しに係る社内規定等（就業規則がない場合は社内通達等）

【環境づくり奨励金】

- カテゴリーごとの取組に係る社内規定等（就業規則がない場合は社内通達等）

【正規転換等奨励金】

- 正社員として雇用したことが確認できる書類（労働条件通知書、雇用契約書等）
- 就職準備金の支給が確認できる書類（賃金台帳、明細等）
- 体験就業（見学含む）について記載している求人票やサイト情報等の写し

《注意事項》

- ア 支給申請書は支給対象となる取組を実施した後に作成し提出してください。
- イ 提出書類のほか、必要に応じて資料の提出や説明を求めることがあります。
- ウ 一度提出された書類の返却はしませんのでご了承ください。
- エ 様式データ等は山口県産業労働部労働政策課のホームページに掲載しています。
(URL :)

(2) 提出先

申請フォームから書類を提出してください。

URL :

申請フォームによる提出が困難な場合は、郵送で受け付けます。

〒

賃金引上げ・正規転換等応援奨励金事務局

()

※封筒に「やまぐち正規シャインもつと応援奨励金」と記載すること。

(3) 提出期限

令和9年（2027年）3月19日（金）まで

※予算上限に達した場合は、同日以前に受付を締め切ります。

3 各種手続きのスケジュール

区分	事業所 (正規転換等 奨励)	事業所 (環境づくり 奨励)	事務局	県
取組実施 (R8. 4. 1 以降)	正社員化促進計画の作成		社会保険 労務士 相談・派遣	
	正社員雇用 就職準備金 支給	制度整備		
取組実施後 (R9. 3. 19 まで)	奨励金支給申請		申請書受付	
支給申請 から 2週間程度			申請書審査 送付	申請書 受理
				交付決定
交付決定 から 2週間程度				奨励金 支払

【社会保険労務士派遣について】

多様な働き方のニーズを踏まえた正社員化を促進する職場環境づくりを行うため、環境づくり奨励金の制度整備を主眼として、事業所からの要請に基づき、社会保険労務士による相談対応や直接派遣の支援を無料で実施します。

社会保険労務士による相談・派遣については、要請に基づいて実施するものであり、あくまで任意ですが、支援を実施した場合の流れは以下のとおりです。

制度整備に限らず、正社員化促進計画を検討いただく中で、課題の設定や具体策の検討などで困りごとがあれば、奨励金事務局へお問い合わせください。

事業所	支援内容
事務局への相談、派遣要請	相談対応、派遣調整
課題設定、具体策の検討	改善案提案
制度整備	制度整備支援
整備後の制度に基づく運用	事後相談への対応、必要に応じた進捗把握※

※制度整備後は、必要に応じて取組の進捗把握を行う場合がありますが、実績報告書の提出などを求める予定はありません。

■お問い合わせ先

賃金引上げ・正規転換等応援奨励金事務局
()

電 話 :